

割増賃金率

に関するアンケート

ご協力ください!!



たしかめたん

令和5年4月より、中小企業においても、**月60時間**を超える時間外労働の割増賃金率が**50%以上**に上げられますが、法改正に対応するため、就業規則や給与計算システム等の整備を進める必要があります。

本アンケートは、県内企業の対応状況を確認するため、**福井労働局と関係団体（※）が協力して実施**するものです。

（※）福井県経営者協会、福井県商工会議所連合会
福井県中小企業団体中央会、福井県商工会連合会

アンケートの結果は、今後、事業主の方々に必要な情報をお届けする方法の検討に用いるものです。アンケートに回答した内容が、**労働基準監督署の行政指導に活用されることはありません。**

回答期日：令和4年1月17日（月）

回答方法：webアンケートまたはFAX
※回答は「1企業、1回答」としてください



【問合せ先】福井労働局監督課（三ツ井、井関）0776-22-2652



福井労働局 労働基準部 監督課

中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し

■2023年4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業の定義は、以下のとおりです(事業場単位ではなく、企業単位で判断します)。

業種	資本金の額 または出資の総額	または	常時使用する 労働者
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他 (製造業、建設業、 運輸業、その他)	3億円以下	または	300人以下

●資本金や出資金の概念がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



⇐法改正の詳細内容はコチラ
(または、最寄りの労働基準監督署へご相談ください)